

特定非営利活動法人つなげる

賃金・謝金等支払規定

1. 無期および有期雇用契約職員

雇用契約に関し必要な事項については、個別の雇用契約書に定めるところによる。

2. 謝金

(1) 講座講師

ピアサポーター養成講座	1回 2,000円以上
つなげるピアサポ入会説明会	1回 2,000円以上
その他の講座	1回 2,000円以上

(2) つなげる相談室スタッフ

相談実務	1回 1,500円以上
研修生面談	1回 1,500円以上

(3) 事務局スタッフ 時給 1,000円以上

(4) その他スタッフ (3) に準ずる

3. その他

- (1) 外部委託事業の場合で、上記規定で処理できないときは理事会にて検討する。
- (2) 依頼先に規定がある場合は、原則として依頼先にあわせるものとする。
- (3) 源泉徴収にあたり、徴収分を上乗せできるものとする。

4. 交通費・宿泊費

第2項の謝金が支払われる者には、交通費実費を支払うことができる。交通費実費には、特急、急行、寝台料金の一般指定料金及び航空料金の一般席料も含む。また、遠方で、日帰りが困難な場合には、1泊15,000円を上限として宿泊費実費を支払うことができる。

5. 本規定は、理事会の議決により改変できる。

以上